

船橋市長 あて

保育関係証明書 発行申請書

下記のとおり証明書の発行を申請します。

記

申請者 (保護者)	住所	〒 船橋市				
	氏名					
	電話番号					
児童	氏名	生年月日	年	月	日	保育施設名 ※1
	氏名	生年月日	年	月	日	保育施設名 ※1
	氏名	生年月日	年	月	日	保育施設名 ※1
※1 保育施設名には、利用中または第一希望で申込中の施設名を記入下さい						
申請する 証明書	<input type="checkbox"/> 保育料納付済証明書		証明期間	年 月分 ~ 年 月分		
	<input type="checkbox"/> 保育所等利用不承諾証明書		証明期間	年 月分	※下記留意事項をご一読ください	
	※ 保育所等利用不承諾証明書の申請受付は、証明期間の利用調整会議当月からとなります					
	<input type="checkbox"/> 在園証明書	証明期間	年度分	証明を希望する 保育施設名		
指定様式の問合せ先		※ 指定様式での証明をご希望の方は、記入例を添付し、問い合わせ先の電話番号を記入ください				
申請枚数	各 通					
申請理由	<input type="checkbox"/> 育児休業（給付金）の延長申請のため					
	<input type="checkbox"/> 勤務先の福利厚生関係の申請のため					
	<input type="checkbox"/> 在留期間（ビザ）の更新・延長のため					
	<input type="checkbox"/> その他（ ）					
証明書の 受取方法	<input type="checkbox"/> 自宅へ郵送 ※就労先等（第三者）への送付はお受けできません					
	<input type="checkbox"/> 保育入園課（船橋市役所3階）の窓口で受取り ※受け取りの際に本人確認書類（運転免許証等）の提示が必要です					

【申請にあたっての留意事項】

- ・ **船橋市では、保育所等利用申込書の写しの発行を承っておりません。**
- ・ **育児休業給付金の制度や申請方法に関する問い合わせはお勤めされている勤務先またはハローワークまでお願いいたします。**
- ・ 各証明書の発行は、今年度分までとなります。
- ・ 4月の利用調整結果については、お申込みの方皆様に発送となりますので、この様式での申請は不要となります。
- ・ 各証明書の発行は、1申請につき1回となります。引き続きの期間についての証明書が必要な場合は再度ご申請ください。
- ・ ご申請を受理してから発行まで、**市役所開庁日で1週間程度かかります。**発行日の指定はできません。
上記にかかわらず、「保育所等利用不承諾証明書」は、申請対象月の利用調整会議が終了してからの発行作業となります。
上記にかかわらず、「保育料納付済証明書」は、証明対象月分の保育料が市で入金確認できてからの発行作業となります。
- ・ 「保育所等利用不承諾証明書」を発行するには、保育所等の利用申込が必要です。この発行申請書を提出されていても、**保育所等の利用申込がない場合は発行できませんので、必ず該当月の利用申込を事前に行ってください。**

問い合わせ先（申請書の提出先）

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市役所 保育入園課 入園係 電話:047-436-2330 / FAX:047-436-2332